

承認第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、「令和 8 年度石垣市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を専決処分する。

令和 8 年 8 月 4 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

本市に対して水道供給契約に関する損害賠償請求訴訟の提起がなされたことから、早急に訴訟代理人となる弁護士と契約を締結するに当たり、予算を補正する必要が生じたため。

令和 8 年度

石 垣 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)

石 垣 市

令和8年度石垣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度石垣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和8年度石垣市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水道供給契約に関する損害賠償 請求事件（R8）に係る弁護士委 託業務	事件が完結するまでの間	損害賠償請求事件に係る 代理人委託契約による額

令和8年8月4日

石垣市長 中 山 義 隆

予算に関する説明書

(1) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額 (千円)	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額 (千円)	期間	金額 (千円)	事業収益 (千円)	損益勘定 留保資金
水道供給契約に関する損害 賠償請求事件（R 8）に係る 弁護士委託業務	損害賠償請求 事件に係る代 理人委託契約 による額			事件が完 結するま での間			